

2020年 8月吉日

様

滋賀県中小企業家同友会  
代表理事 水野 透  
代表理事 永井 茂一

〒525-0059 草津市野路8丁目13-1  
電話 077(561)5333 FAX077(561)5334  
E-Mail : [jimu@shiga.doyu.jp](mailto:jimu@shiga.doyu.jp)  
URL : <https://shiga.doyu.jp/>

## 2021年度 滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

### □滋賀県中小企業家同友会の概要

- ・創立 1979年1月
- ・代表理事 水野 透 ((株)渡辺工業 代表取締役社長)  
代表理事 永井茂一 ((株)ピアライフ 代表取締役)
- ・会員数 606名 (2020年4月1日現在)
- ・中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

### □中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

## I. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」）は、1979年（昭和54年）設立以来、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を「自主・民主・連帯」の精神で追求し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして運動して参りました。

私たちは、自助努力による経営の安定と、中小企業をとりまく経営環境を改善するために、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねて参りました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、「大恐慌以来」とも言われるほど、地域の経済と社会活動に未曾有の規模で極めて深刻な影響を与えており、多くの中小企業が倒産・廃業の危機に追い込まれる切迫した事態となりつつあります。

すでに、緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンの開発・普及等によって新型コロナウイルス感染症が終息するまでは長期間を要するとも言われており、多くの制約下での経済活動が長期化することを覚悟せざるを得ない状況にあります。

すでに多くの中小企業の経営は急激に悪化しており、まさに瀬戸際に立たされていますが、社会や経済活動への制約が長引くもとで、今後もさらなる悪化が懸念されます。中小企業経営者の経営意欲を喪失しないよう県としても新たな政策を大胆に構築し、即実行することが求められています。そうでなければ県民の暮らしと生命は守れないという、まさに今「非常事態」にあると言えます。雇用と地域社会を守り、滋賀県経済崩壊の危機を防ぐためには県内企業の99.8%（36,520社、うち小規模企業は31,225社・全体の85.4%「2016年中小企業白書」）を占め、雇用の83.8%（294,729人、うち小規模企業は116,725人・全体の33.2%「2015年中小企業白書」）を担う中小企業の維持・発展が不可欠であり、「中小企業憲章」の精神と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の具体化として、下記のような政策の実施を求めるものです。関係各位の早急なご協力、ご支援をお願いいたします。

## II. 2021年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

### 1. 中小企業の倒産・廃業を避け、地域の雇用と経済を守るために

東京商工リサーチによると、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で2020年の休廃業や解散は、推計で5万件、倒産（負債一千万円以上、法的整理）件数は、7年ぶりに1万件を超すとの見通しを明らかにしています。特に、中小企業では、消費税増税後の景気低迷や、経営者の高齢化・後継者難に苦しんでいたところに、新型コロナが追い打ちをかけ、事業継続を断念するケースが増えると想定されます。

特に滋賀の廃業率は2015年度に全国ワーストワンの4.9%を記録。2016年度は3.63%で14位になったものの、開業率は全国平均6.03%のところ滋賀5.0%で26位であり、まだまだ厳しい状況です。

「中小企業は、社会の主演として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。」(中小企業憲章)とあるように、中小企業は社会のインフラともいえます。

中小企業の倒産・廃業を避け、地域の雇用と経済を守るために、以下の取り組みを要望・提案いたします。

### 1) 県内中小企業の実態調査(可能な限り悉皆)を直ちに実施すること。

中小企業の倒産・廃業を避ける施策の立案は、いま中小企業の現場がどのような状況になっているかを掴むことから始まります。

政府や県の緊急経済対策によって当面の資金が調達できたとしても、引き続き経済活動は制約され、従前の売上・利益の確保が困難な観光やサービス・飲食関連業界、世界的な生産体制の崩れや販売不振により打撃が広がる輸送機器や建設機器製造業と関連製造事業者、雇用不安による収入減少で消費の低迷が響いてくる建築や内需に依存する業界など、中小企業の状況は厳しい方向に向かってはいるものの、決して一律ではありません。

同友会関西ブロックの合同調査(7月29日発表)でも、今の事態が収束する期間への回答で、半年以上1年以内が37.8%、2~3年が45.6%と見ており、事態の長期化への懸念が浮き彫りになっています。

したがって、早急に県内中小企業の実態調査活動を展開し、専門機関や大学の知見を持って分析し、経営を維持するために必要な緊急的課題(資金調達や雇用維持を中心にした支援策等)に加えて、その後に必要となる企業そのものの足腰を強くし自助努力を支え促進するための施策の立案が望まれます。

「県中小企業活性化条例」の取り組みとして位置づけ、県内中小企業の実態調査活動(可能な限り悉皆)を早急に取り組みされることを要望します。

### 2) 知事がリーダーシップを取り、中小企業を守る、経営者の抱えるあらゆる課題を解決することを目標にした組織を立ち上げ、調査活動で得た情報を分析・施策化して推進する体制をつくること。

実態調査によって得た情報を専門機関や大学の知見も活用して分析し、共通して解決する課題が明確になれば、次の段階として課題解決に向けた施策の推進エンジンが必要になります。

コロナ禍のように経済だけでなく社会活動にまで影響が及んでいる現下の情勢では、従来の「中小企業活性化審議会」のように、金融機関や中小企業経営者、商工観光労働部だけの会議体では施策の立案・推進エンジンには不十分だと考えます。

中小企業を守ることを地域社会全体の課題として位置づけるために、知事がリーダーシップを取って、その事を目標にした新しい組織を立ち上げ、県民上げて取り組んでいくための推進エンジンとすることを提案します。

### 3) 若手経営者・後継者のニーズをつかみ、ベンチャー型事業承継を広めること。

私どもは、会内に青年部を設け(会員数約100人)、46歳未満の経営者・後継者・経営幹部が志を磨き、切磋琢磨して組織経営を学び合う場に取り組んでいます。その学び合いの中から、本業の強化

はもとより、海外市場への展開や、持続可能な開発目標（SDGs）を自社理念の実現と具体的に摺り合わせて新たな事業展開をめざす後継者も生まれているほか、withコロナ・Afterコロナの時代を切り拓く経営者の姿勢と実践が学び合われています。

県としても、このような若手経営者・後継者の自主的な学び合い活動の実態を掴み、その中から典型的な実践事例をピックアップし組織化して、新しい日常に対応したベンチャー型事業承継を水平展開する仕組みづくりに取り組んでいただきたい。また、「滋賀県事業引継ぎ支援センター」との連携を密にし、事業意欲は高いが経営資源が不十分な若手経営者や後継者とのマッチングを通じて、事業承継の課題解決にもつなげていただきたい。

#### **4) 「県中小企業活性化条例」に基づく取り組みの検証結果を新たな活性化施策へと展開していくために、知事はリーダーシップを発揮していただきたい。**

「県中小企業活性化条例」の第11条には「知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない」と定めています。

毎年、滋賀県中小企業活性化審議会へは施策の検証結果が報告されていますが、その内容は関係機関の取り組み結果の羅列が主になっています。

コロナ禍の情勢で中小企業を社会の主役とし、新しい経済と社会活動を展開していくためには、知事が「県中小企業活性化条例」に基づき、中小企業の活性化に責任を持つ立場で、課題意識を持って過去の取り組みを振り返り、広く県民にプレゼンテーションし、県民に行動してもらうことが重要です。さらなる知事のリーダーシップ発揮を求めます。

#### **5) 消費税について、当面の1～2年間はゼロ税率とするよう政府に要請すること。**

消費税率は、2019年10月から10%へ引き上げられましたが、コロナ禍の下で景気の大きな減退が長期化すると予測されています。東近江市議会では、6月定例会で消費税の軽減税率0%を全品目対象とする意見書が、全議員の賛成で可決されています。

現下の厳しい情勢で、消費を喚起し地域と日本経済の立て直しを図っていくためには、消費税について当面の1～2年間は税率をゼロ%とすることが最も効果的だと考えますので、県として政府に要請することをお願いします。

また、その際には、中小企業のレジ設定や料金表・ホームページ改訂など必要な対応を支援すること。中小・小規模事業者の死活問題である適格請求書等保存方式（インボイス）の導入を見送ること。加えて、現在の消費課税は低所得者や中小・小規模事業者ほど負担が大きい逆進性の問題や消費税を販売価格にすべて転嫁できず事業所が負担する実態があり、抜本的な見直しを行うこと等についても、県として政府に要請していただきたい。

## **2. いまこそ地域に若者を残し、元気な滋賀県を創造する施策の推進を**

「滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている」「勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること」（県活性化条例より抜粋）、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」「中

小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する」(中小企業憲章より抜粋)とあります。

しかし、県内で学ぶ約3万5千人の大学生の内、卒業者が県内企業に就職した割合は19.5%(2017年度 環びわ湖大学・地域コンソーシアムのまとめ)にとどまっています。

新型コロナウイルス感染症による影響で、滋賀県の有効求人倍率は0.93倍(5月)と前月に比べ0.15ポイント低下し近畿で最低となるなど、一時的に人材不足の様相は様変わりしていますが、こういう時だからこそ、社会の主役である中小企業が人材の確保と定着・育成に努め、地域で若者を育み、地域の未来を創ること、滋賀県経済の持続的発展に取り組むことが必要だと考えます。いまこそ地域に若者を残し、元気な滋賀県を創造するという気概を持って、以下の取り組みを提案いたします。

### **1) 学校教育において中小企業の経済的・社会的役割を学ぶテキストを作成し、授業での活用を促進していただきたい。コンテンツの作成は、地域の企業の仕事づくりにも繋がります。**

私どもは、地域の若者を地域で育むために、中学生チャレンジウィークでの職場体験や事前講義への協力、高校生のインターンシップ推進への協力を行っています。そこで感じることは、学校の現場では事前の講義担当者への依頼や、受入企業の開拓に苦労されていることです。

現場に無理なく系統的なキャリア教育を推進していくことと、新型コロナウイルスの感染を予防する観点からも、小学校・中学校・高等学校の各段階に応じた「滋賀を支える中小企業事例集」(受入企業を画像・動画などのITコンテンツにて紹介する)を地域ごとに作成し、手軽にオンラインで活用できるテキストとして提供することを提案します。教育現場での先生の負担を減らしつつ、生徒や学生の仕事観・労働観を育てることにつなげられ、地域においては中小企業の仕事づくりにも繋がります。

### **2) 学校教育のオンライン化を、生徒や家庭の状況に対応しつつ促進すること**

学校の休業に対応してオンライン授業に取り組むところが増えていますが、しかし、県内の小・中・高・大学全体から見れば、まだまだ一部に留まっています。

今後は、新型コロナウイルスへの対応に限らず、子供たちに最適な学習環境を実現するために、オンライン授業が行える環境整備が求められます。

市町の教育委員会や大学とも連携して、学校や生徒と家庭のオンライン対応状況を調査し、ニーズや要望も調査し、滋賀の未来を担う地域人材の育成のため、できるところから早急にオンライン化対応を進めること。また、オンライン化にあたっては彦根市の小学校での取り組みを参考にして、地域の中小企業とも協力体制をつくり推進していくことを提案します。

### **3) 若手教員研修の中に、地域と中小企業を理解する取り組みを進めていただきたい。**

小学校・中学校・高等学校の若手教員研修の中に、中小企業論や地域の中小企業で一定期間の職業体験を取り入れていただきたい。進路指導に関わる教員が、地域で働くことや中小企業の役割と魅力を理解することで、児童や生徒が地域を知り、将来にわたって地域で自立的に働き生きることを促進する指導に繋がると考えます。

#### 4) 新しい生活様式での大学生のインターンシップ推進を

大学生のインターンシップ（企業等での職業体験）実施に当たっては、学生が地域で働く意味や生き方を学ぶ機会となる教育理念のもとで行うように、また地域の経営者団体とも連携して可能な限り早い段階で実施（1年生から）できるよう、従来に引き続き大学および推進機関に対して指導援助をお願いします。

私どもも、文部科学省全国最優秀賞を受賞した山形大学と山形県中小企業家同友会との組織的な連携で実施された1年生からキャリア意識を高める取り組みに学び期待に応えられるよう努力してまいります。

一方、新型コロナウイルスの影響で大学の休業や企業側の受入体制がとれないということもあり、インターンシップが殆ど実施できず、一部ではオンラインによる開催も始まりましたが、まだまだ模索をしている状況です。

コロナ感染が一定収束したもとのインターンシップは、オンラインの活用など新しい生活様式に対応して実施されると考えられますが、中小企業にとって充分に対応できる領域とは言えません。

インターンシップは情報発信力が高いとは言えない地域の中小企業が魅力を伝える場であり、地域に軸足を置いている大学にとっては、欠かすことができないキャリア教育の場になっています。

若者が残る元気な地域づくりを進めていくために、大学・学生・受け入れる中小企業の声を聴きながら、新しい生活様式のもとのインターンシップを推進していただくことを要望します。

#### 5) 高校生のキャリア教育の機会損失を食い止め、若者が定着する企業と地域づくりを進めるために。

就職を希望する高校生にとって企業研究・事業所訪問は、自身の進路を現実的に考え、知識を深め、社会、職業への移行を準備するために必要です。また、地域社会の担い手である中小企業にとっても、若者に対して自社の魅力を伝える重要な機会でもあります。

とりわけ、高卒者の3年以内離職率は「39.2%」で、大卒の3年以内離職率「32%」と比較し7.2ポイントの差があり、特に1年目の離職率の差が、高卒「17.4%」、大卒「11.4%」と大きな違いとして現れている（厚生労働省調査 平成28年3月）もとの、職場見学など、高校生のキャリア教育に力を入れ、地域で働くことの意義や魅力を伝えると共に、就職のミスマッチを減らしていくことは重要な課題だと考えます。

今般のコロナ禍の下において、企業は従業員や同居家族を含めた健康観察の実施、従事者本人の出勤時健康チェックなど、従業員の理解のもと可能な範囲での感染予防策を行っています。コロナ禍でも事業所訪問を受け入れる企業を増やすためには、受け入れ企業側と送り出す学校側双方にとって、安心と安全が担保されることが欠かせません。

しかしながら、高校生の事業所訪問においては、従前より参加する生徒の名前や連絡先は、個人情報で非公開とされており、事業所訪問でも企業側からの質問等の行為は禁止されています。

高校生が事業所訪問に安心して参加する機会を減少させないためには、ウィズコロナという一定の期間のみ、特別に、生徒の個人情報に関わる名前や連絡先、生徒自身や家族の健康状態、可能であれば家族の勤務先等についても、学校と企業が責任を持って共有する仕組みを作ることが必要ではないでしょうか。

教育現場だけの対応が難しい課題ですので、県として早急にガイドラインを作っていただき、関

係者への周知をお願いいたします。

さらに、高校生のキャリア教育促進を「どんな問題も中小企業の立場で考えていく」（中小企業憲章）立場で、滋賀県、滋賀労働局、学校、生徒、親、中小企業が前向きに改善策を話し合う機会を作ることも要望いたします。

## 6) 県内中小企業の雇用に関わる各種認定制度の認定実態を調査し、大学や学生へ発信すること。

国や県では、若者雇用や女性の活躍、障害者雇用などへの取り組みに積極的に優秀な成果をおさめている企業向けに、各種認定制度（くるみん、ユースエールなど）が設けられ、認定企業が省庁や自治体のホームページで紹介されています。認定企業が増えることは、魅力ある企業が滋賀県に増えることであり、県としてもその推進をお願いします。

しかし、せっかくの認定制度も、県では「働くなら滋賀」の企業PR冊子には各種認定をアイコンなどで表示する工夫もされておりますが、学生や学校の進路指導担当者には必ずしも認知度は高くありません。

認定企業も発信力を高めますので、県として滋賀の受賞企業を調査し、とりまとめて公表し、学校や関係機関に対して、学生の進路指導へいかすよう具体的な働きかけをしていただくことを要望します。

また、県が主催する合同企業説明会等への参加企業を選ぶ際には、一定の認定制度を定めて、認定企業を優先的に参加できるようにしていただきたい。そうすることで、より魅力があり、働く環境のよい企業が地域に増えることに繋がると考えます。

## 7) 中小企業向けの貸与型奨学金返還支援制度を設けていただきたい。

若者が安心して学び、働く条件と環境を保障するために、奨学金返還支援制度を導入・検討する都道府県や市町が増えていきます。（独立行政法人日本学生支援機構のホームページには掲載依頼のあった44の市区町村の制度が紹介されています）

さらに、新型コロナウイルスのもとで、奨学金を活用する学生は増加すると考えられます。

このような状況下だからこそ、若手社員への補助制度を就業規則に設ける中小企業を増やし、県のホームページ等で公開することで、滋賀の中小企業で正社員として働く若者を増やす動機付けになり、既存社員にとっても安心して仕事に打ち込める条件と環境を整備し定着を図ることに繋がります。

つきましては、滋賀県として中小企業向けの奨学金返還支援制度を設けていただくように要望いたします。

何よりも、県がこの制度を導入することで、県内中小企業に奨学金返済負担軽減支援制度を設ける企業が増え、魅力ある企業を増やすことに繋がります。

なお、滋賀同友会が昨年度実施した会内調査（2018年8月1日～17日実施webアンケート、回答社数106社）では、「貸与型奨学金を返済している社員がいる会社」は20社（18.9%）でしたが、「何らかの奨学金返済支援制度を実施している」（2社）と「実施の意思がある」（33社）を加えると、回答社の33%が奨学金返済支援制度を必要だと考えています。

## 3. 多様な人材の就労環境の整備と雇用の促進

障害のある人にとって働きやすい職場環境を実現することは、誰もが個性と能力をいかして働くこ

とができる条件整備と同じであり、県がめざす「全ての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現」（県基本構想より）を確かにするものです。また、中小企業にとって障害者の雇用は地域社会の一員としての社会貢献福祉的な精神とともに、経営と暮らしを担う人材の採用として進められています。

さらに、地域にはニート、フリーター、ひきこもりと言われる若年無業者や、働きづらさを抱えながら18歳で社会へ旅立つ社会的養護の若者もいます。就職氷河期世代の中心層となる35～44歳の人で、不本意ながら不安定な仕事をしたり無業の状態にある人もいます。

様々な課題を抱えつつも、地域に生きる多様な人々が、「人に愛され・人にほめられ・人の役に立ち・人から必要とされる」幸せな人生を歩むために、中小企業で働く場づくりの拡大に向けて、以下を要望・提言いたします。

### **1) 45人未満企業の障害者雇用の実態と小規模な企業に於ける障害者雇用の経験や教訓等を調査し広めること。**

滋賀県では従業者数20人未満の企業が全体の90%を占めており、障害者雇用をさらに広げていくためには、法定雇用率での雇用を求められない従業員数45人未満の企業の障害者雇用の実態を調査し、経験や課題を掴み雇用を促進するための教訓としていかしていくことが必要だと考えます。

つきましては、従業者数45人未満企業の障害者雇用の実態と、小規模な企業に於ける障害者雇用の経験や教訓について広く調査をし、雇用の拡大に活用していただくことをお願いします。

### **2) 障害者や若年無業者の雇用を推進するための研修の場を、養護学校や支援機関、児童養護施設との連携で推進すること。**

中小企業で障害者や若年無業者、社会的養護の若者の雇用を推進するには、まず経営者が学び雇用に対する意識を変える必要があります。地域の中小企業団体と養護学校や支援機関、児童養護施設の連携で、雇用を推進するための学びの場づくりを進めていただきたい。

### **3) 就職氷河期世代で不安定な雇用や無業の人を対象とした、総合的な正規雇用への支援体制確立を。**

県では「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を組織されました。今後その組織を運営するにあたっては、まず、該当世代の人に情報が届く有効な手段を、該当世代の人目線で取り組んでいただきたい。そして、正社員として働くことへの動機付けとなる教育や具体的な職業訓練を、地域の経営者団体や従来からある支援組織の資源を活かして取り組んでいただきたい。

何よりも、雇用の担い手となる中小企業が、該当世代の人材を正社員として積極的に雇用するために必要な、マッチングの機会や定着の支援体制づくり、加えて税や社会保険料の企業負担減免など、各種助成制度について、中小企業の経営を支援する県担当課の参加を得て、国へも要請しながら取り組んでいただきたい。

## **4. 外国人を企業の人材としていかし、安心して働ける条件と環境の整備を**

滋賀県内で暮らす外国人は32,995人で、年々増加傾向にあります。また、外国人労働者を雇用している事業所数は2,075事業所で、前年同期に比べ220事業所(11.9%)増加し、7

年連続の増加で、過去最高となっています（滋賀労働局 令和2年2月7日発表）。

滋賀県において働く外国人の数は現下の情勢で一時的に減少したとしても、トレンドとしては増えると考えられますし、中小企業にとっても外国人労働者の受入を進め企業の戦力として働いてもらうことは、事業の継続発展に欠かせない取り組みです。

しかし、働く外国人の待遇、低賃金や人権侵害の問題の解決は充分とは言えず、適正に取り組んでいる中小企業でも、自社で働く外国人の地域生活までは充分に対応することは困難です。

外国人労働者が、人間らしく豊に暮らし生きる条件と環境を整備するために、次のことを提案いたします。

- 1) 外国人労働者の生活環境の整備を、日本語教育、医療の体制整備、子供の教育などを柱として地方公共団体と連携を密にし、外国人材の受入を促進する政府に対しても要請しつつ、具体的に推進していただくこと。
- 2) 外国籍の子供が安心して学べる条件と環境を整備すると共に、既存の外国人学校の施設整備補助や教員配置など人的支援を進めると共に、卒業生の就労については地域の中小企業とも連携して取り組めるように支援をしていただきたい。
- 3) 留学生のインターンシップや、新しい奨学金制度の整備（例えば地域の企業と連携して基金を募るなど）、卒業後の就職に対するサポート体制等をすすめていただきたい。
- 4) 中小企業が社内で独自に行う、外国人労働者や家族の日本語教育や暮らしに関わる研修や福利厚生の一環として、支援制度を設けていただきたい。

以上

参考資料

滋賀県の規模別事業所数 H28 経済センサスより

	事業所数	比率	従業者数(人)	比率	男(人)	女(人)	内常用雇用者数(人)	男(人)	女(人)
全産業(人)	55,262		602,600		341,229	259,120	521,530	288,930	230,437
1～ 4	31,825	57.6%	66,420	11.0%	35,975	30,141	29,748	12,425	17,067
5～ 9	10,571	19.1%	69,545	11.5%	35,016	34,122	55,329	25,815	29,125
10～19	6,635	12.0%	89,950	14.9%	46,981	42,503	79,692	40,422	38,812
20～29	2,441	4.4%	57,972	9.6%	30,344	27,316	53,098	27,218	25,579
30～49	1,689	3.1%	63,617	10.6%	33,546	29,601	59,506	30,961	28,075
50～99	1,098	2.0%	74,761	12.4%	41,931	32,688	71,070	39,435	31,496
100～199	448	0.8%	60,045	10.0%	35,981	23,914	58,437	35,016	23,271
200～299	143	0.3%	34,605	5.7%	20,595	14,010	33,383	19,912	13,471
300人以上	130	0.2%	85,685	14.2%	60,860	24,825	81,267	57,726	23,541

よい会社・よい経営者・よい経営環境をめざす

## 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1 KE草津ビル1階

TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [jimu@shiga.doyu.jp](mailto:jimu@shiga.doyu.jp)

公式ホームページ <https://shiga.doyu.jp/>